

参 考 資 料

第 9 2 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立止々呂美ふるさと自然館）	2
第 9 3 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立駐車場）	15
第 9 4 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立図書館）	30
第 9 5 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立総合運動場）	42
第 9 6 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立生涯学習センター）	59

箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と株式会社スノーピーク（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立止々呂美ふるさと自然館（以下「自然館」という。）の指定管理者に係る協定書を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例（平成22年箕面市条例第25号。以下「条例」という。）に基づく自然館の指定管理者の行う管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、自然館の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間の柔軟な発想や独自のノウハウを活用し、自然館の設置目的の達成、サービスの向上及び自然館の効果的、効率的な管理運営を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、自然館が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行う自然館の名称及び位置等は、次のとおりとする。

- （1） 施設名称 箕面市立止々呂美ふるさと自然館
- （2） 所在地 ① 本館 箕面市下止々呂美962番地
② 野外活動緑地 箕面市下止々呂美727番
- （3） 施設規模 ① 本館（敷地面積7,314.13㎡）
 - ・ 1号館（東館） 鉄骨造
 - ・ 2号館（西館） 鉄筋コンクリート及び鉄骨造
 - ・ 屋外グラウンド
 - ・ その他（駐車場、倉庫、ごみ集積場）

② 野外活動緑地（敷地面積約 41,000 m²、調整池を含む）

- ・管理棟 木造
- ・炊事棟 木造（2 棟）
- ・その他（合併処理浄化槽、貯水タンク、進入路）

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって自然館を管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、第 6 条第 1 項各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を履行する目的以外に自然館を使用してはならない。

（指定期間等）

第 5 条 本協定による指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 業務の範囲

（業務の範囲）

第 6 条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 条例第 3 条第 2 項各号に規定する業務
- （2） 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- （3） 災害時の対応に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立止々呂美ふるさと自然館指定管理者募集要項」（令和 7 年 8 月制定。以下「募集要項」という。）及び「箕面市立止々呂美ふるさと自然館指定管理者業務水準書」（令和 7 年 8 月制定）の定める事項を遵守するものとする。

（業務の範囲の変更）

第 7 条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定するものとする。

4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

（自主事業）

第 8 条 乙は、第 6 条に定める業務の範囲以外に、自然館の設置目的に合致し、かつ、

業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施による事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

第3章 業務の実施

（業務の実施）

第9条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第10条 乙は、本業務を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

- 第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。
- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
 - 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
 - 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）

- 第12条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、本業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

- 第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に自然館の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第14条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、自然館の管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 自然館の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）の趣旨を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修等の実施）

- 第15条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、別途作成する備品等一覧に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第16条第1項の備品等一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業概要及び実施時期(自主事業を含む。)
- (2) 人員配置その他体制
- (3) 管理業務に要する経費及びその内訳(収支予算書)
- (4) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、第9条の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日(指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、そ

の取り消された日から60日)以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における自然館の管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第25条 甲は、乙に自然館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(対価の支払)

第26条 甲は、本業務の実施に係る対価については、これを支払わない。

(納付金)

第27条 乙は、指定期間の各会計年度において、自然館の管理運営（自主事業を除く。）に係る利益が生じた場合は、当該利益の5パーセントを甲の指定する方法により、納付するものとする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第28条 自然館の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、自然館の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担に

において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（施設賠償責任保険の加入）

第30条 乙は、本業務の実施にあたり、自然館の施設、附属設備及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

（不測事態発生時の対応）

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用負担等）

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状態の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

（指定の取消し等）

第34条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- （1） 法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
- （2） 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- （3） 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- （4） 自然館の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失又は増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指定するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状復帰義務)

第38条 乙は、指定期間の満了等までに、指定開始日を基準として自然館を原状に復帰し、甲に対して自然館を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は自然館の原状復帰は行

わずに、甲が定める状態で甲に対して自然館を明け渡すことができるものとする。

（備品等の扱い）

第39条 乙は、指定期間の満了等に際し、備品等を次のとおり扱うものとする。

- （1） 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐ者とする。
- （2） 第18条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

（権利、義務の譲渡の禁止）

第40条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第41条 乙は、利用者からの苦情については、原則として次のように対応する。

- （1） 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。
- （2） 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

（暴力団の排除）

第42条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第16条の2に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

（協定の変更）

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第44条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、自然館に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）10月23日

甲 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 印

乙 新潟県三条市中野原456番地
株式会社スノーピーク
代表取締役社長 水 口 貴 文 印

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び乙の従事者は、この協定書に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙２】リスク分担表

分 類	項 目	注 釈	指定管理者	市	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除きます		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ		○		
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張		○		
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（1件あたり20万円未満）	不可抗力によるものを含む 指定管理者が所有する備品を除く 1件とは、合理的な理由による修繕単位とする	○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（1件あたり20万円以上）			○	
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとします	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	不可抗力によるものを含む			○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行いません。）				○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	物価・金利の変動		○		
	応募に係るコスト		○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		

箕面市立箕面駅前第一駐車場、箕面駐輪場及び箕面駅前第二駐車場の 指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立箕面駅前第一駐車場、箕面市立箕面駅前第二駐車場及び箕面市立箕面駐輪場（以下「駐車場等」という。）の指定管理者であるタイムズ・日装共同事業体（以下「乙」という。）は、駐車場等の管理運営等に関し、箕面市立駐車場条例（平成２５年箕面市条例第１７号。以下「条例」という。）及び箕面市立駐車場条例施行規則（平成２５年箕面市規則第３２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第１章 総 則

（指定管理者指定の意義）

第１条 甲及び乙は、駐車場等の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、地域の活性化を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第２条 乙は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という）その他関係法令、条例、規則、その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、駐車場等を円滑に管理運営しなければならない。

（管理する施設）

第３条 乙が指定管理者として管理を行う駐車場等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目４番１７号
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目１２番６７号
箕面市立箕面駐輪場	箕面市箕面六丁目４番１７号

２ 乙は、善良なる管理者の注意をもって駐車場等を管理しなければならない。

（指定期間等）

第４条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

２ 次条に定める業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 条例第6条第2項第2号に規定する駐車場等の施設、附属設備等の維持管理に関すること
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) その他甲が必要と認める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立箕面駅前第一駐車場、箕面駐輪場、箕面駅前第二駐車場指定管理者及び地域活性化施設を一体的に運営する事業者の募集について」及び「箕面駅前第一駐車場、箕面駐輪場、箕面駅前第二駐車場指定管理者業務及び地域活性化施設を一体的に運営する事業にかかる要求水準書」に定める事項並びに乙が指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項（以下「要求水準書等」という。）を遵守するものとする。

3 甲及び乙は、要求水準書等の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、要求水準書等の一部を改正することができる。

(業務の範囲の変更)

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(自主事業)

第7条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、条例の趣旨に基づき、まちづくりへの貢献として、箕面駅前周辺地域の活性化に資するための自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

(原状変更等の承認)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の原状を変更しようとするとき。
- (2) 施設、設備等を改良しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第9条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第20条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第10条 乙は、業務及び自主事業を行うに当たり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、その費用を負担するものとする。当該委託先からさらに業務の一部を第三者に委託する（再々委託する）場合も同様とする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、駐車場等及び地域活性化施設において災害等により緊急事態が生じたとき、又は生じる恐れがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。内容については最低年1回確認し、必要に応じて更新を行うものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあると甲が判断した場合は、駐車場等の利用及び管理について甲又は関係機関の指示に従わなければならない。

4 乙は、市域内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより甲が箕面市災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。

(公益通報等の報告)

第12条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7

条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に駐車場等の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用すること。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指

定管理者個人情報死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

- 5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修等の実施）

第15条 乙は、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

（準備行為）

第16条 乙は、指定期間の開始前において、甲と協議の上、駐車場等の運営に支障がない範囲において必要な準備行為を行うことができるものとする。

第4章 備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与）

第17条 甲は、駐車場等に既設の甲が所有する備品等を乙に無償で貸与するものとする。

- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）

第18条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品等の購入等）

第19条 乙は、第17条に定めるもののほか、業務を行うに当たり、必要な備品等を購入又は調達することができる。

- 2 乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第17条第1項の備品等とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第20条 乙は、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 管理運営の基本方針・運営方針
 - (2) 管理運営体制
 - (3) 業務内容・サービス内容
 - (4) 施設の維持管理計画
 - (5) 収支計画
 - (6) 自主事業の実施計画
 - (7) 緊急時対策、安全管理
 - (8) 法令遵守・個人情報保護
 - (9) 再委託する業務
 - (10) 人材育成計画
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。
- 3 収支計画には、毎年度400万円(税込)を下限として施設及び設備(駐車・駐輪場管制機器設備を除く)の修繕費を計上し、施設の維持管理計画において修繕計画を作成するものとする。

(業務報告書等の提出)

- 第21条 乙は、第9条の規定に基づき業務を実施するに当たっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎年度終了後30日(指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から30日)以内に、法第244条の2第7項の規定により、駐車場等の管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第22条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第23条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務

の実施が要求水準書等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第25条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第24条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第9条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

第25条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 地域活性化施設

(地域活性化施設に関する事項)

第26条 要求水準書等において駐車場等と一体運営することとしている地域活性化施設に関する事項については、別途、甲と乙が締結する定期建物賃貸借契約書によるものとする。

第7章 市への納付金及び利用料金

(市への納付金)

第27条 乙は、利用料金による収入のうち、次の表に定める額を毎年度2回に分割して甲に納付するものとする。

業務実施期間	納付金(税込金額)	
	1回(10月末)	2回(翌年度4月末)
令和8年4月1日から令和9年3月31日	46,200千円	
	23,100千円	23,100千円
令和9年4月1日から令和10年3月31日	46,200千円	
	23,100千円	23,100千円
令和10年4月1日から令和11年3月31日	46,200千円	
	23,100千円	23,100千円
令和11年4月1日から令和12年3月31日	46,200千円	
	23,100千円	23,100千円
令和12年4月1日から令和13年3月31日	46,200千円	
	23,100千円	23,100千円

- 2 各年度の施設及び設備(駐車・駐輪場管制機器設備を除く)の修繕実績額(指定管理者の責めに帰すべき事由によるものを除く)が、1会計年度あたりの予算400万円(税込)を下回った場合は、その差額を甲へ納付するものとする。
- 3 乙は、各年度の利用料金収入及び要求水準書等に定める地域活性化施設をテナントに貸し付けて得た賃貸料の合計額が、指定管理業務の実施に要した費用及び要求水準書等に定める地域活性化施設を市から借り受ける賃借料の合計額を越えた場合において、当該超過額の100分の50に相当する額を市に納付するものとする。ただし、当該超過額の100分の50に相当する額に1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。
- 4 第6条第4項の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により市への納付金額を変更するときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(支払方法)

第28条 乙は、前条第1項の納付金額を毎年度10月末日及び翌年度4月末日までに、甲に納付するものとする。

- 2 前条第2項、第3項及び第4項の納付金額が発生した場合は、当該年度の納付金額を翌年度の4月末日までに甲に納付するものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、乙に駐車場等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金の減免又は還付は、条例第16条第5項及び第6項並びに規則第9条

及び第10条の規定により減免し、又は還付するものとし、規則第9条5号の規定により乙が定める額等については、事前に甲と協議するものとする。

第8章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第30条 駐車場等の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、駐車場等の管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 甲及び乙は、甲乙いずれに責に帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責に帰すべき事由がない利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第32条 乙は、業務の実施に当たり、駐車場等の施設、附属設備等及び利用者や第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。あわせて、保険証券等の写しを市に提出するものとする。

(不測事態発生時の対応)

第33条 乙は、駐車場等の管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第34条 乙は、駐車場等の管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、

損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第9章 指定期間満了前の指定の取消し等

(業務の継続が困難となった場合の措置等)

第36条 乙は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、乙に対して法第244条の2第10項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 不可抗力その他甲又は乙の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が第20条の規定による事業計画書等、第21条の規定による業務報告書等を提出せず、第22条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が前条第2項の規定による改善等を期間内に行うことができなかったとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立

て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ 箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等

エ 法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

(6) 乙の経営状況の悪化等により、業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(8) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(9) その他乙に業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

（乙による指定の取消しの申出）

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第39条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

第10章 指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引き継ぎ）

第40条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

2 引き継ぎに要する費用は、乙又は甲が指定する者の負担とする。

(原状回復義務)

第41条 乙は、指定期間が満了した日又は条例第10条の規定により指定を取り消された日から起算して30日を超えない範囲内で甲が指定する日（以下「明渡日」という。）までに、指定開始日を基準として駐車場等を原状に回復し、甲に対して駐車場等を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は駐車場等の原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対して駐車場等を明け渡すことができるものとする。

3 原状回復後は、正常に稼働するか等の動作確認を行うこと。動作確認の結果修繕等が必要な場合、乙の負担にて修繕等を実施すること。

(備品等の引き継ぎ等)

第42条 乙は、明渡日までに、備品等について次のとおり取り扱うものとする。

(1) 乙は、第17条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第19条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぎを行うことができるものとする。

(残置物の取扱い)

第43条 乙は、明渡日を過ぎて残置した乙の動産、工作物等の所有物（以下「残置物」という。）については、その所有権を放棄し、甲が任意に処分することに一切異議を申し立てないものとする。

2 残置物の処分に要した費用は、乙の負担とする。

3 残置物の処分について第三者から異議があった場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第11章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第44条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでな

い。

(苦情等への対応)

第45条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(協定の変更)

第46条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第47条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第48条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第49条 この協定書は、箕面市議会において、駐車場等に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）11月4日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 印

乙 タイムズ・日装共同事業体
代表団体
東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社
代表取締役 西 川 光 一 印

構成団体
東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社
代表取締役 西 川 光 一 印

構成団体
東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズサービス株式会社
代表取締役 川 上 紀 文 印

構成団体
東京都渋谷区道玄坂一丁目9番2号
日装株式会社
代表取締役 市 沢 政 隆 印

【別紙】リスク分担表

種類	項目	指定管理者	市
法令改正	本事業に直接影響のある法令等の変更	協議事項	
物価変動	物価、金利の変動	○	
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張	○	
利用変動	施設競合、需要変動	○	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○	
施設設備等	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷	○	
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）	○ ※	
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）		○
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	○ ※	
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休業等に伴う運営リスク（管理瑕疵）	○ ※	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延		○
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○	
	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	応募コスト	○	
	施設管理に必要な資金の確保	○	
	管理業務開始前の業務引き継ぎに関するコスト	○	
	指定管理者の事業放棄・破綻	○	

※ 一定のリスクに対応できる保険に指定管理者が加入するものとします。

箕面市立船場図書館の管理運営に係る協定書

箕面市教育委員会(以下「甲」という。)と国立大学法人大阪大学(以下「乙」という。)は、箕面市立船場図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(指定管理者の責務)

第1条 乙は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、図書館法(昭和25年法律第118号)、箕面市立図書館条例(昭和41年箕面市条例第15号。以下「条例」という。)、箕面市立図書館管理運営規則(平成18年箕面市教育委員会規則第18号)、箕面市立船場図書館管理運営業務仕様書及びその他の関係法令等並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、図書館が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

(管理する施設)

第2条 乙が指定管理者として管理を行う図書館の名称及び位置並びに施設の内容は、次のとおりとする。

- (1)名称 箕面市立船場図書館
- (2)位置 箕面市船場東三丁目10番1号 地上1階から4階
- (3)施設内容 閲覧室(2階から4階)※カフェスペース含む
書庫(1階)
その他諸室

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって図書館を管理しなければならない。

(館長等の配置)

第3条 乙は、業務を円滑かつ適切に履行するため、図書館に館長及び図書館に関する専門的又は技術的な知識等を有する者を配置するものとする。

(指定期間等)

第4条 乙を指定管理者として指定する期間(以下「指定期間」という。)は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間とする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲等)

第5条 乙が行う業務の範囲は、条例第19条第2項に定めるとおりとする。ただし、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項各号に掲げる業務の範囲内に限る。なお、図書館に所蔵される乙の図書やDVD等の図書館資料については、乙自ら管理を行い、乙の教育研究を妨げない範囲で、市民の利用に供するものとする。

2 条例に記載されていない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(自主事業)

第6条 乙は、図書館の設置目的の範囲内で、かつ、前条に規定する業務(以下単に「業務」という。)の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第17条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲等にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより市が災害対策本部を設置したときは、甲等の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成24年箕面市条例第1号)第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例

の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第10条 乙の役員又は教職員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は教職員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に準じて処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第11条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

2 甲は、対象文書であつて甲等が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があつたときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

4 乙は、指定期間が満了したときは、速やかに、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぎ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「指定管理者個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年訓達第13号)(以下「保護管理要綱」という。)に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年訓令第29号)を準用すること。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではな

い。

- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者(退職者も含む)は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第14条 甲は、図書館の管理運営に係る備品及び図書館資料等(以下「貸与備品等」という。)を、乙に無償で貸与するものとする。

- 2 乙は、貸与備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、乙の責に帰すべき事由による破損又は滅失については原状回復しなければならない。

(貸与備品等の帰属)

第15条 乙は、指定期間中、貸与備品等を業務の履行のためにのみ利用するものとし、第三者に貸与備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で貸与備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第16条 乙は、業務の実施のため、自己の費用等により備品を購入又は調達することができる。

- 2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第 14 条第 1 項の貸与備品等とは別にこれを管理するものとする。

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画等の提出)

第 17 条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書(以下「事業計画等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第 18 条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後 2 箇月(指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から 60 日)以内に、法第 244 条の 2 第 7 項の規定により、当該年度における図書館の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第 19 条 甲は、前条の規定により乙が提出した業務報告書及び事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況について確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第 244 条の 2 第 10 項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う旨の通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務改善の指示)

第 20 条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が適切に履行されていないと認めるときは、法第 244 条の 2 第 10 項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第 21 条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第 21 条の規定により 10 日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 法人の代表者
- (3) 法人の事務所、事業所又は営業所の所在地
- (4) 法人の業務に関する規定等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第 22 条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 6 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第 23 条 甲は、業務の実施に係る経費について、これを負担しない。

(未収利用料金)

第 24 条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第 7 章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第 25 条 図書館の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リ

スクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第 26 条 乙は、図書館の管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、利用者その他第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責に帰すべき事由と相当因果関係の認められる相当額の損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第 27 条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第 28 条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第 29 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなつたと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

第 8 章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第 30 条 甲は、乙が第 20 条に規定する甲による業務改善の指示に従わないときは、法第 244 条の 2 第 11 項の規定によりその指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第 31 条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の 1 年以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第 32 条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

第 9 章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第 33 条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第 22 条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、必要な事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第 34 条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第 22 条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第 14 条に定める貸与備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第 16 条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第 10 章 その他

(大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書の取扱い)

第 35 条 「大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書(平成 28 年 4 月 12 日)」により締結した内容については、指定期間満了後も引き続きその効力を有するものとする。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第 36 条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第 37 条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する審査請求については、法第 244 条の 4 第 1 項の規定により箕面市長に対して行われるものとなる。

(暴力団の排除)

第 38 条 乙は、条例第 24 条第 2 項において読み替えて準用する第 7 条第 3 号、第 11 条第 5 号及び第 12 条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努力を負うものとする。

(協定の変更)

第 39 条 業務に関し、業務の前提条件や内容に変更が生じるとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第 40 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第 41 条 この協定は、箕面市議会で図書館に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第 42 条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年(2025年)11月4日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔 

乙 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
総長 熊ノ郷 淳 

【リスク分担表】

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	委員会	指定 管理者
法令改正※ 1	指定管理者が行う管理運営に影響を及ぼす法令改正（施設改修等）	○	
天災のほか、不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他市や指定管理者の責に帰すことができない事由による事業の中止・延期・変更	協議事項	
事業の中止等	市の指示・責任による事業の中止・延期・変更	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・延期・変更		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
物価変動	指定後のインフレ、デフレ	協議事項	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
	市の指示・責任による運営費の膨張	○	
市場環境の変化	競合施設の増加・その他予期できない事由による経営不振	協議事項	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（軽微な修繕等を除く。）	○	
	上記 2 項のどちらにも該当しないもの。	協議事項	
安全性の確保	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
損害賠償※ 2	運営・維持管理において利用者及び入館者その他第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害	○	
情報管理	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		○

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	委員会	指定 管理者
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク(不可抗力によるものを含む。)	○	
	上記2項によらないもの、又はどちらにも該当するもの。	協議事項	
利用者対応	指定管理者の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	市の指示・責任による利用者間のトラブルへの対処	○	
周辺地域・住民 への対応	地域との協調	協議事項	
	管理運営業務の内容に対する住民からの要望等		○
指定の取消し リスク	指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担 ※ただし、指定管理者の責によらない場合を除く。		○
事業終了時の原 状復帰	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における指定管理者の徴収に係る費用		○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	管理業務を行うために必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除く。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

箕面市民温水プールの指定管理に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立第二総合運動場市民温水プール（以下「本施設」という。）の指定管理者である株式会社関西テレビライフ（以下「乙」という。）は、本施設の管理運営等に関し、箕面市立総合運動場条例（平成17年箕面市条例第27号。以下「条例」という。）及び箕面市立総合運動場条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第21号）に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、市民のスポーツ活動の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行う本施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 箕面市立第二総合運動場 市民温水プール

（2）所在地 箕面市栗生外院一丁目一番

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、本施設を管理しなければならない。

(指定期間等)

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年6月1日から令和23年3月31日までとする。

2 次条に定める業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 条例第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 条例第3条第2項第2号に規定する本施設の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(3) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力及び協働に関すること。

(4) 甲及び甲の関係機関が実施する各種調査、報告に関すること。

(5) 災害時の対応に関すること。

(6) 小学校水泳指導業務委託に関すること。

(7) その他甲が必要と認める業務

2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、甲が令和7年1月に公表した「箕面市民温水プール整備運営事業公募型プロポーザル募集要項」及び「箕面市民温水プール整備運営事業公募型プロポーザル要求水準書」（その後公表した修正及び同書に係る質問回答書、対話内容を含む。以下「募集要項等」という。）に定める事項、本プロポーザル募集手続において乙を含むDB0事業者グループが甲に対して提出した提案書類一式（以下「事業者提案書」という。）に記載した事項を遵守するものとする。

3 第1項の業務は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

4 小学校水泳指導業務委託に関する対価については、甲と乙が別途締結する契約に基づき決定するものとし、対価の算定方法等は次のとおりとする。

(1) 委託料の単価は原則税抜金額1,926円（支払いにあたっては、消費税および地方消費税を加算した金額（小数点以下四捨五入）を用いること）とし、原則授業回数6回および児童人数を乗じて算出するものとする。

- (2) 児童人数の基準は約 6,000 名とし、年度ごとの児童人数は、基準を大きく下回らないよう、甲と乙が毎年度協議のうえ決定するものとする。
- (3) 乙は、指定管理期間中、第 1 号の委託料単価を遵守するものとする。
- (4) ただし、物価変動等が想定を上回ると認められる場合には、前号の規定にかかわらず、協議により新たに委託料単価を決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を変更することができる。

(業務の範囲の変更)

第 6 条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(自主事業および特別提案の実施)

第 7 条 乙は、第 5 条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙が事業者提案書に記載し、甲と乙の協議によりその内容を決定した特別提案の実施にかかる経費は乙が負担するものとする。

第 3 章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、募集要項等に定める事項及び事業者提案書に記載した事項並びに第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第9条 乙は、本業務及び自主事業を行うに当たり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第10条 乙は、本施設において災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると甲が判断した場合は、本施設の利用及び管理について甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、本施設の管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第11条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口公益報告しなければならない。

- 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。
- 5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはいけない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第12条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に本施設の管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて甲に提供するものとする。
 - 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年訓令第29号)を準用すること。
- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修等の実施）

- 第14条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

（労働安全の確保）

- 第15条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与）

- 第16条 甲は、備品等を乙に無償で貸与するものとする。
- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するものとする。
- 3 乙は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、速やかにその状況を甲に報告し、必要に応じて自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（備品等の帰属）

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、業務を行うに当たり、必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第16条第1項の備品等とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 当該年度の事業概要
- (2) 人員配置等履行体制
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (4) 開館時間及び休館日並びに利用料金体系の設定に係る事項
- (5) 自主事業に係る事項
- (6) 収支予算
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、第8条の規定に基づき業務を実施するに当たっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況、備品購入及び修繕の実施状況等を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2ヶ月（指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における本施設の管理運営業務の実施状況、利用状況、利用

料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、その名称、所在地、定款その他これに類する書類、役員、登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成

- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

- 第25条 乙が事業者提案書に記載した事項に従い、本施設の管理運営に係る経費としての指定管理料は不要とする。
- 2 第5条第5項の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料が必要となったときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(利用料金)

- 第26条 甲は、乙に本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。
- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

- 第27条 本施設の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。
- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。
- 3 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。

(損害賠償等)

第28条 乙は、本施設の管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼしたとき及び本施設の施設、附属設備等を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、利用者その他第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について利用者その他第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 甲及び乙は、甲乙いずれに責に帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責に帰すべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

5 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、甲乙協議の上対応を行うものとする。

6 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第29条 乙は、業務の実施に当たり、本施設の施設、附属設備等及び利用者その他第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第30条 乙は、本施設の管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第31条 乙は、本施設の管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(業務の継続が困難となった場合の措置等)

第33条 乙は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して法第244条の2第10項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 不可抗力その他甲又は乙の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が第19条の規定による事業計画書等、第20条の規定による業務報告書等を提出せず、第21条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が前条第2項の規定による改善等を期間内に行うことができなかったとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ 箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等

エ 法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

(6) 乙の経営状況の悪化等により、業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(8) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(9) その他乙に業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

（乙による指定の取消しの申出）

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第37条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第38条 乙は、指定期間が満了した日又は条例第7条の規定により指定を取り消された日から起算して30日を超えない範囲内で甲が指定する日（以下「明渡日」という。）までに、指定開始日を基準として本施設を原状に回復し、甲に対して本施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は本施設の原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(備品等の引継ぎ等)

第39条 乙は、明渡日までに、備品等について次のとおり取り扱うものとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

(残置物の取扱い)

第40条 乙は、明渡日を過ぎて残置した乙の動産、工作物等の所有物（以下「残置物」という。）については、その所有権を放棄し、甲が任意に処分することに一切異議を申し立てないものとする。

2 残置物の処分に要した費用は、乙の負担とする。

3 残置物の処分について第三者から異議があった場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第41条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第42条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第43条 乙は、条例第12条第3号及び第14条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第44条 本業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第45条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第46条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第47条 この協定書は、箕面市議会において、本施設に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）10月17日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔 

乙 大阪市北区末広町3番3号
株式会社関西テレビライフ
代表取締役社長 古 市 忠 嗣 

【別紙】リスク分担表（第２７条関係）

分 類	項 目	注 釈	指定管理者	教育委員会	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除く。		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ	収支計画に多大な影響を及ぼす場合は協議事項とする。	○		
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張	収支計画に多大な影響を及ぼす場合は協議事項とする。	○		
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	不可抗力によるものを含む。	○		
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理	指定管理者の故意又は過失によるものを除く。		○	
施設設備等の修繕費用	施設・設備・備品の修繕等の費用		○		
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う利用者その他第三者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとする。	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う利用者その他第三者への損害	不可抗力によるものを含む。			○
	施設の構造上等の不備において利用者その他第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む。			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行わない。）				○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	金利の変更		○		
	応募に係るコスト		○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		

箕面市立船場生涯学習センターの指定管理に関する協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人大阪大学（以下「乙」という。）は、箕面市立船場生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第4号。以下「条例」という。）、箕面市立生涯学習センター条例施行規則（令和2年箕面市教育委員会規則第7号。）、箕面市立船場生涯学習センター管理運営業務仕様書及びその他関係法令等並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の内容は、次のとおりとする。

（1）名称 箕面市立船場生涯学習センター

（2）位置 箕面市船場東三丁目10番1号 地上5階、6階

（3）施設の内容 多目的室、スタジオ、会議室、フリースペース、和室、屋外運動場、更衣室・シャワー室、倉庫、事務室他

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲等）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号に掲げる業務の範囲内に限る。

- （1）条例第3条第1号に規定する生涯学習及び文化活動に係る事業
- （2）条例第3条第2号に規定するセンターの施設、附属設備等を利用に供する事業
- （3）条例第3条第3号に規定する甲が必要と認める事業
- （4）条例第4条第2項第2号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理
- （5）甲及び箕面市長（以下「甲等」という。）並びに箕面市が設置する法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会（甲を除く。）及び委員並びに公営企業の事業等でセンターを利用する場合の先行予約等の協力
- （6）災害時の対応
- （7）条例第4条第2項第3号に規定する施設の予約システムを利用したセンターその他の施設に係る市民の利便性の確保
- （8）箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年規則第76号）第2条別表に掲げる施設（箕面市立コミュニティセンター、箕面市立第一総合運動場、箕面市立第二総合運動場を除く）の利用料金の徴収（相互収納）に関する業務

（自主事業）

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

（業務の実施）

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委

託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲等にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより市が災害対策本部を設置したときは、甲等の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

第9条 乙の役員又は教職員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は教職員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に準じて処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

2 甲は、対象文書であって甲等が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

- 4 乙は、指定期間が満了したときは、速やかに、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引継ぎ等の処理を行わなければならない。

（個人情報等の取扱い）

- 第11条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用すること。
- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報に甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報に死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者（退職者も含む）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

- 第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第13条 甲は、センターの管理運営に係る備品等（以下「貸与備品等」という。）を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、貸与備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、乙の責に帰すべき事由による破損又は滅失については原状回復しなければならない。

（貸与備品等の帰属）

第14条 乙は、指定期間中、貸与備品等を業務の履行のためにのみ利用するものとし、第三者に貸与備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で貸与備品等を貸与してはならない。

（乙による備品の購入等）

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の貸与備品等とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支計画書

（3）施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）

（4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2箇月（指定管理者の指定を取り消された場合にあつて

は、その取り消された日から60日)以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条の規定により乙が提出した業務報告書及び事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況について確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う旨の通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務改善の指示)

第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が適切に履行されていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 法人の代表者
- (3) 法人の事務所、事業所又は営業所の所在地
- (4) 法人の業務に関する規定等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明

- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費について、これを負担しない。

(未収利用料金)

第23条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第24条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第25条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、利用者その他第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

- 3 甲は、乙の責に帰すべき事由と相当因果関係の認められる相当額の損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第26条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第27条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第29条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第31条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した

場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第32条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、必要な事務を引き継がなければならない。

（備品等の扱い）

第33条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- （1）乙は、第13条に定める貸与備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- （2）第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

（大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書の取扱い）

第34条 「大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書（平成28年4月12日）」により締結した内容については、指定期間満了後も引き続きその効力を有するものとする。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第35条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限

りでない。

（苦情等への対応）

第36条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

（1）乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

（2）乙が行った利用承認・不承認に対する審査請求については、法第244条の4第1項の規定により箕面市長に対して行われるものとなる。

（暴力団の排除）

第37条 乙は、「条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

（施設の情報管理）

第38条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

（協定の変更）

第39条 業務に関し、業務の前提条件や内容に変更が生じるとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第40条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（裁判管轄）

第41条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（準備行為に係る費用負担）

第42条 乙が指定管理開始前に実施する準備にかかる費用の一切は乙の負担

とする。

(協定の効力)

第43条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年(2025年)11月4日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔 

乙 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
総 長 熊 ノ 郷 淳 

【別紙】リスク分担表

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	委員会	指定管理者
法令改正※1	指定管理者が行う管理運営に影響を及ぼす法令改正（施設改修等）	○	
天災のほか、不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他市や指定管理者の責に帰すことができない事由による事業の中止・延期・変更	協議事項	
事業の中止等	市の指示・責任による事業の中止・延期・変更	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・延期・変更		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
物価変動	指定後のインフレ、デフレ	協議事項	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
	市の指示・責任による運営費の膨張	○	
市場環境の変化	競合施設の増加・その他予期できない事由による経営不振	協議事項	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（軽微な修繕等を除く。）	○	
	上記2項のどちらにも該当しないもの。	協議事項	
安全性の確保	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
損害賠償※2	運営・維持管理において利用者及び入館者その他第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害	○	
情報管理	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	委員会	指定 管理者
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）	○	
	上記２項によらないもの、又はどちらにも該当するもの。	協議事項	
利用者対応	指定管理者の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	市の指示・責任による利用者間のトラブルへの対処	○	
周辺地域・住民への対応	地域との協調	協議事項	
	管理運営業務の内容に対する住民からの要望等		○
指定の取消し リスク	指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担 ※ただし、指定管理者の責によらない場合を除く。		○
事業終了時の 原状復帰	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における指定管理者の徴収に係る費用		○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	管理業務を行うために必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※１ 税法を除きます。

※２ 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。